

旧小柴貯油施設の国有地処分条件について

1 国有地処分条件に係る経過

- 平成 24 年 9 月 4 日 国から本市に対し、国有地の無償貸付による処理について提案
 9 月 24 日 基地対策特別委員会（国からの提案に対する本市の考え方(案)）
 10 月 17 日 地元説明(金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等)
 11 月 15 日 基地対策特別委員会（本市からの回答(案) 骨子と今後の予定）
 11 月 21 日 国からの提案に対する本市回答
 12 月 5 日 基地対策特別委員会（本市からの回答）
 12 月 18 日 政策・総務・財政委員会（これまでの経過と今後の予定）
 平成 25 年 2 月 12 日 国有財産関東地方審議会の答申を受け国が利用方針決定

2 国有財産関東地方審議会の答申結果について 別紙

【諮問事項】

横浜市金沢区柴町外に所在する財産を、横浜市に対し、都市公園敷地として無償貸付することについて

【答申結果】

適当と認める

3 今後の予定

- 平成 25 年度 公園基本計画の策定
 国との無償貸付に関する詳細協議
 平成 26 年度以降 具体的なスケジュールは、公園基本計画を策定する中で検討

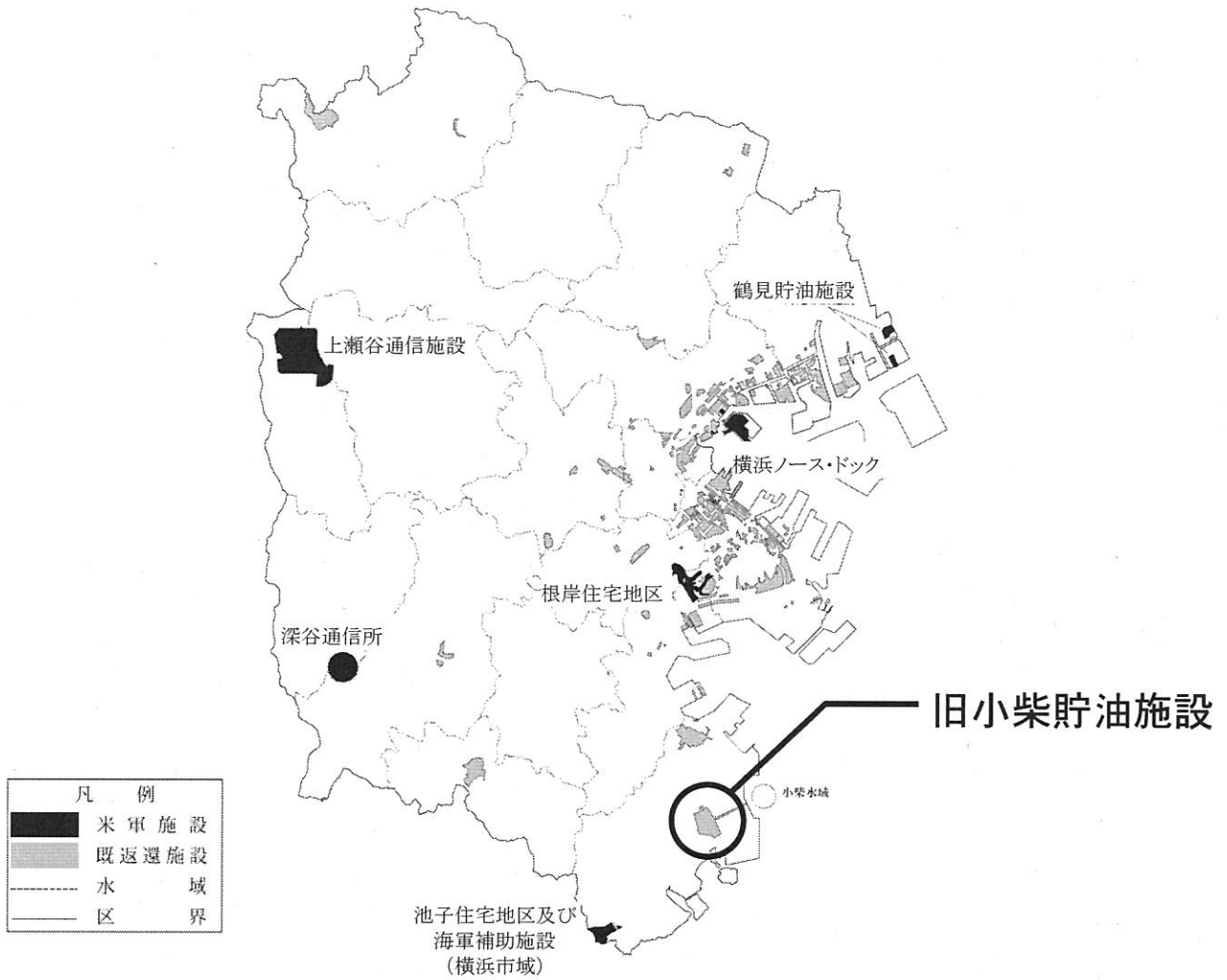
【参考】

旧小柴貯油施設の概要 裏面 (位置図等)

所 在：金沢区柴町外
 面 積：526,205 m² うち $\left\{ \begin{array}{l} \text{国有} \quad 511,859 \text{ m}^2 (97.3\%) \\ \text{市有} \quad 4,746 \text{ m}^2 (0.9\%) \\ \text{民有} \quad 9,600 \text{ m}^2 (1.8\%) (75 \text{ 名の共有}) \end{array} \right.$

存置構造物等：建物（ポンプ室、変電所、倉庫等）、
 貯油タンク 34 基（地上 5 基、地下 29 基）、パイプライン、地下トンネル等

市内米軍施設・区域位置図





平成 25 年 2 月 12 日
財務省関東財務局
横浜財務事務所

小柴貯油施設（横浜市金沢区）の処理方針決定

～約 52ha を都市公園敷地として横浜市に貸付け～

財務省関東財務局は、神奈川県横浜市金沢区に所在する国有財産（土地 511,859 m²、建物、工作物ほか）について、処理方針を決定しましたのでお知らせします。

本日、関東財務局において「国有財産関東地方審議会（会長：宮ヶ原 光正）」を開催した結果、本財産を「横浜市」に対し都市公園敷地として無償貸付することについて、適当と認める答申がなされました。

本財産は、米軍から返還された「小柴貯油施設」の跡地です。

昭和 23 年に連合国軍に接收・提供後、航空機燃料の貯油施設として使用され、平成 17 年 12 月に米軍から返還されました。

横浜市は、緑が多く残されている本財産の自然環境を活用した公園として、今後整備を行っていく予定としています。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局横浜財務事務所
第 5 統括国有財産管理官 前 澤
TEL 045-681-0980 (ダイヤル)

(参 考)

〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心もたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
岡 部 義 裕	東京商工会議所常任参与
岡 村 清 子	東京女子大学現代教養学部教授
工 藤 操	(財)消費科学センター
佐 谷 和 江	(株)計画技術研究所代表取締役
利 根 忠 博	(社)埼玉県経営者協会特別顧問
中 村 秀 明	(株)毎日新聞社「教育と新聞」推進本部長
野 並 直 文	(株)崎陽軒代表取締役社長
花 木 啓 祐	東京大学大学院工学系研究科教授
星 徳 行	弁護士
松 本 暢 子	大妻女子大学社会情報学部教授
宮ヶ原 光 正	(財)日本不動産研究所グランドフェロー
宮 林 茂 幸	東京農業大学地域環境科学部教授

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法（抜粋）
（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

（国有財産地方審議会）

第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。